

# 6 取組の展開

## (1) 取組の一覧

10年間の取組方針	取組名	主体	取組の内容	具体的施策	施策番号	
1 まちなかのみどりを生み出し育むことで、みどりあふれるまちなみをつくりだしていきます。	住まいや事業所でのみどりの創出と育成	区民	住まいや事業所でみどりを育てていきます。	庭木の植栽 生垣の設置 等		
		事業者	区民や事業者による住まいや事業所で緑を育む取組をサポートしていきます。	屋上緑化助成制度の運用 生垣助成制度の運用 苗木配布事業の実施	1-1 1-2 1-3	
		区	区民や事業者が住まいや事業所で緑を育むために、また、区が公共施設で緑を育てていくために、三者にとって共通する道しるべとなる緑化のルールを運用していきます。	建築に伴う緑化の基準、指針の運用 地区計画制度の活用検討 文京区景観づくり条例に基づく「景観事前協議」及び景観法に基づく「行為の届出」	1-4 1-5 1-6	
		事業者	事業所に、区民が利用できるオープンスペースを生み出し、良好な状態で維持していきます。	公開空地の設置 市民緑地認定制度を活用したオープンスペースの快適性の向上と維持 等		
		区	事業者による、区民が利用できるオープンスペースの創出と維持をサポートする取組を行います。	都市開発諸制度の運用 <b>市民緑地認定制度の活用【重点施策1】(新規)</b>	1-7 1-8	
		区民	学校敷地内のみどりを創出・育成します。	生徒による学校内の花壇の設置と手入れ 生徒による学校内の植栽の推進 等		
	学校におけるみどりの創出と育成	区	学校敷地内のみどりの育成をサポートします。	生徒による学校緑化の促進	1-9	
		事業者	キャンパスにおいて積極的にみどりを創出し、育成します。	キャンパスにおける植栽の推進 キャンパスの地域への開放 等		
	2 みんなが利用しやすい拠点となるみどりづくりを進めていきます。	公園の再整備	区民	主体的に魅力あふれる公園づくりに参画していきます。	公園再整備における意見交換会への積極的な参加 等	
			区	公園づくりの際に区民の意見を集約する場を提供し、意見を踏まえて公園の具体的な設計及び工事を実施していきます。	<b>公園再整備の強化【重点施策2】(拡充)</b>	2-1
公園と周辺施設との一体的な魅力の創出		区	公園に隣接、近接する公共施設を整備・更新し、公園と一体となった魅力を創出していきます。	公園と一体となった周辺公共施設の整備・更新(拡充)	2-2	
民間ノウハウを導入した公園の魅力向上		事業者	事業で培ったノウハウを活かして、公園における魅力あふれる空間を演出し、サービスを提供していきます。	公園隣接地において公園利用者を考慮したサービスの提供 公園管理への参画を通じた魅力的な公園空間の形成 等		
		区	事業者による公園における魅力あふれる空間演出、サービス提供をサポートする取組を行います。	指定管理者制度の運用 <b>民間活力を活かした公園の利活用の検討【重点施策3】(新規)</b>	2-3 2-4	
公園空間の日常的な維持管理		区民	自らの手で公園を心地よい空間として維持していきます。	公園ガーデナー制度等を活用した公園の維持管理への積極的な参加 等		
		区	区民が自らの手で公園を気持ちのよい空間として維持していけるようサポートします。	<b>公園ガーデナー制度の活用推進【重点施策4】(拡充)</b> 自主管理花壇制度の運用 区民管理制度の運用 公園等連絡員制度の運用 公園の維持管理をサポートするグループを支援するための仕組みの検討等(新規) 区民管理等の意見交換会の開催	2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10	
		区	公園の樹木の剪定や維持管理を行うとともに、倒木等の緊急時の対応を行います。	公園の維持管理 公園の清掃 倒木等への緊急対応	2-11 2-12 2-13	
		区	新たな場所にオープンスペースを設置することができるか適宜検討していきます。	ポケットパーク・グリーンスポットの整備 公園の新規整備の検討	2-14 2-15	
新たなオープンスペースの設置検討						

10年間の取組方針	取組名	主体	取組の内容	具体的施策	施策番号
3 歴史的・文化的なみどりを適切な形で継承していきます。	樹木の見守り	区民	歴史ある樹木をしっかりと見守っていきます。	保護樹木・樹林制度を積極的に活用した樹木の維持と健康管理 まちなかの樹木の見守り 等	
		区	区民が歴史ある樹木を見守っていけるようサポートしていきます。	<b>保護樹林・樹木制度の充実【重点施策 5】(拡充)</b> <b>樹木のチェック体制の強化【重点施策 6】(拡充)</b>	3-1 3-2
		区	公園と道路の樹木の診断を定期的に行い、必要に応じて樹木に対する処置を実施します。	街路樹と区立公園の樹木診断	3-3
	歴史ある公園や庭園の継承	区	歴史ある公園や庭園等をしっかりと継承していきます。	都市公園の区域の維持 歴史的庭園の維持管理 都立公園の維持管理	3-4 3-5 3-6
	樹林地のみどりのまとまりの保全	区	樹林地のみどりを開発から保全する手立てを用います。	風致地区の維持 他の緑地保全制度の活用を検討	3-7 3-8
4 人や生きもの暮らしを支えるみどりのネットワークの形成を図ります。	生きもの暮らしの見守り	区民	区内の生きもの暮らしを見守っていきます。	文の京生きもの写真館の活用等	
		事業者	区民や事業者が生きもの暮らしを見守り情報共有の場を提供します。	文の京生きもの写真館の運用(新規) 専門的な動植物調査の実施検討	4-1 4-2
	住まいや事業所での生きもの暮らしを支えるみどりの創出	区民	住まいや事業所に生きもの暮らしを支えるみどりを生み出します。	住まいや事業所における手づくりピオトープの取組やみどりの質の多様化 等	
		事業者	区民や事業者が住まいや事業所に生きもの暮らしを支えるみどりを生み出す取組をサポートします。	手づくりピオトープの取組事例や、取組方法の紹介 緑地認証制度の周知(新規)	4-3 4-4
	拠点における生きもの暮らしを支えるみどりの創出	区	ネットワークの拠点となる公園等で、生きもの暮らしを支える緑を生み出します。	<b>公園における生物多様性に配慮した管理・整備【重点施策 7】(拡充)</b> 樹林・湧水の自然とふれあう場としての整備 湧水の保全のための雨水浸透施設誘導	4-5 4-6 4-7
		区	みどりのリサイクルを推進します。	公園工事におけるみどりのリサイクルの実施	4-8
	まちなかのネットワークの拠点の緑化	区	ネットワークの拠点となる公共施設の緑化を推進していきます。	公共施設の緑化	4-9
	ネットワークを構成するみどりの維持	区	ネットワークを構成するみどりを適切に維持し、質を豊かにしていきます。	街路樹・植樹帯の整備 街路樹等の特徴的な植栽の推進 崖線等の法面におけるみどりの確保 神田川の法面や護岸の維持管理、神田川の清掃	4-10 4-11 4-12 4-13
		区	みどりをつないでネットワーク化していきます。	<b>暑熱環境の緩和の視点からのみどりのネットワークの形成【重点施策 8】(新規)</b>	4-14
		区民	文京区のみどりについて学びその価値を再認識していきます。	みどりに関するイベントの積極的な参加、開催 等	
5 様々な主体の連携の活性化を図ります。	文京区のみどりについての学び	事業者	区民や事業者が文京区のみどりについて学び、その価値を再認識していくことをサポートしていきます。	<b>緑化啓発事業の充実化【重点施策 9】(拡充)</b> 文京 eco カレッジ親子環境教室の開催 文京 eco カレッジ環境ライブ講座の開催 植物講演会の開催 みどりに関する情報発信	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5
		区	区民や事業者のみどりに対する意見を定期的に把握します。	世論調査におけるアンケート項目の検討(新規)	5-6
	区民意見の把握	区	区内の大学等の研究機関との連携を通じて、みどりについての知見を広く区民が共有したり、区民が研究機関のみどりに触れ合ったりすることのできる機会の創出を目指します。	<b>大学・事業者との連携【重点施策 10】(拡充)</b>	5-7
	大学との連携	区	国や都と連携していきます。	国・都に対する協力の要請	5-8
	国や都との連携	区			

## (2) 重点施策

### 重点施策 1 市民緑地認定制度の活用

- 市民緑地認定制度を積極的に活用していきます。
- 市民緑地認定制度の認定の要件となる緑化重点地区を区全域に設定します。

総合設計制度に基づく  
公開空地 20 か所

300 m<sup>2</sup>以上の面積の民有地の  
緑地が年間 5～10 箇所創出



#### 市民緑地認定制度の活用

これまで

なし



これから

積極的に認定市民緑地を活用し、  
区民が心地よく利用することのできるオープンスペースを確保・維持していきます。

市民緑地認定制度を活用できるのは、「緑化重点地区」



#### 緑化重点地区を区全域に設定

これまで

明確に定められていませんでした。



これから

民有地の緑地が新たに創出される場合と、空地が発生する場合に対応するため、緑化重点地区を区内全域に設定します。

**【10年後の目標】 市民緑地認定制度活用件数 5 件**

目標とするスケジュール	前期 (2020年度-2024年度)	後期 (2025年度-2029年度)
市民緑地認定制度の創設	▶	
市民緑地認定制度についての周知啓発	▶	
市民緑地認定制度の運用開始	▶	
市民緑地認定制度の運用		▶

## 市民緑地認定制度とは

民間主体が自ら緑地を設置管理する制度として、平成 29(2017)年に創設されました。民間主体が都市内の空き地等を公園的な空間として整備・管理する取組を公的に認定するものです。面積が 300 m<sup>2</sup>以上、管理期間 5 年以上、緑化率 20%以上等が認定の条件とされています。認定を受けた土地に係る固定資産税・都市計画税が 3 年間原則 1/2 軽減されます(時限措置)。



■市民緑地認定制度を活用した事例 コクーンシティ



■市民緑地認定制度を活用した事例 ハリタケの森  
写真の出典:名古屋市ホームページより引用

## 緑化重点地区とは

都市緑地法第 4 条第 2 項第 7 号の規定に基づき定められた重点的に緑化の推進に配慮し、緑化推進施策を行う地区のことです。

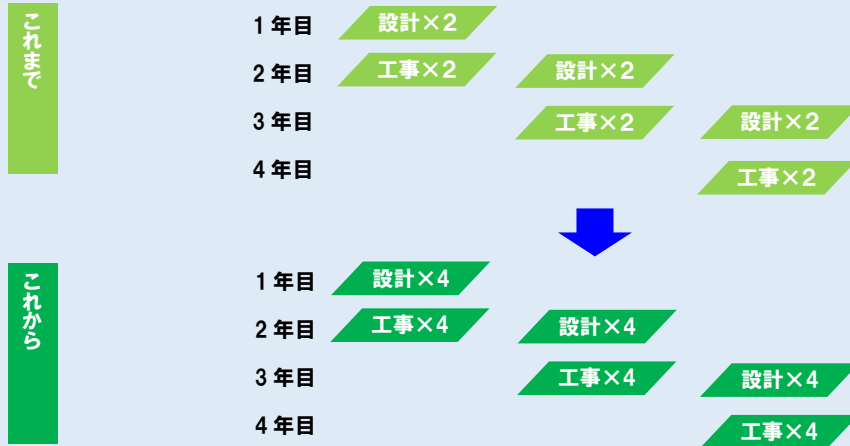
緑化重点地区では、市民緑地認定制度の活用が可能になり、これまでの官主導による緑地確保だけでなく、官民連携によるみどりの保全、創出が見込まれます。

都心部に位置する文京区においては、区内のいずれの地区においても更なる緑化によって緑豊かなまちを形成していくことが求められることから、緑化重点地区を区内全域に定めます。

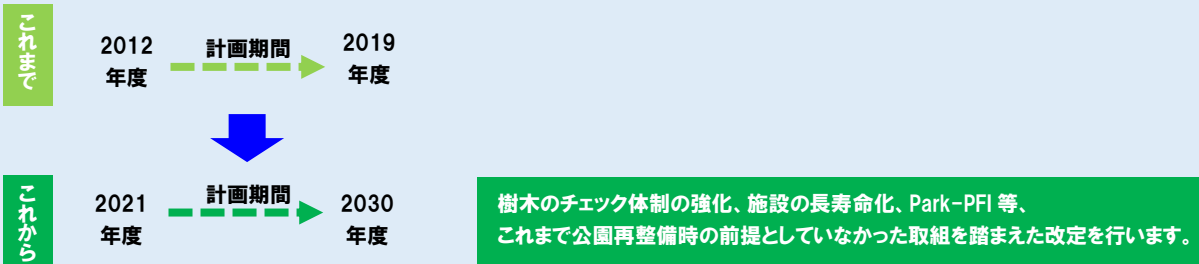
## 重点施策 2 公園再整備の強化

- 公園再整備事業を加速させます。これまでは毎年、設計 2 園、工事 2 園ずつ実施してきましたが、これからは原則として、**設計 4 園、工事 4 園**ずつ実施することを目指します。
- 文京区公園再整備基本計画を**改定**します。

### 公園再整備事業の加速

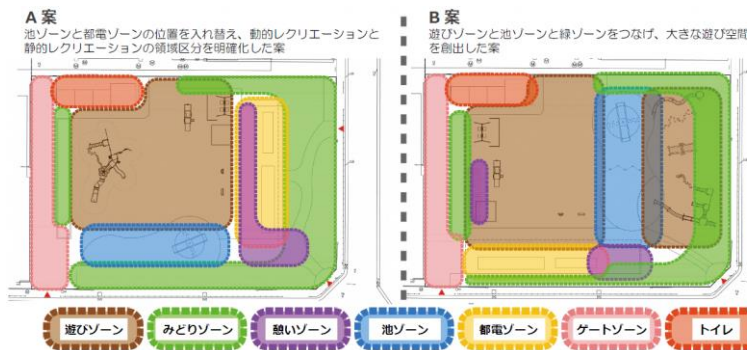
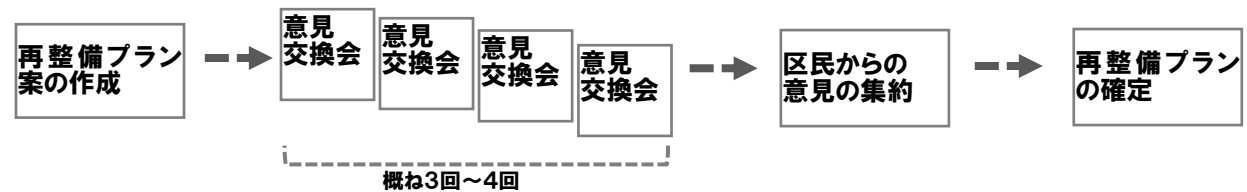


### 公園再整備基本計画の改定



【10年後の目標値】再整備された都市公園の箇所数の割合 28%→70%、児童遊園の割合 9%→30%

### 公園再整備における区民意見の反映について



■再整備プラン案の例(神明都電車庫跡公園再整備)



■意見交換会の様子(同左)

目標とするスケジュール	前期 (2020年度-2024年度)	後期 (2025年度-2029年度)
公園再整備事業のスピードアップ		
文京区公園再整備基本計画の改定		
文京区公園再整備基本計画に基づく事業実施		

### 公園再整備前後の比較(六義公園)

#### 整備前



#### 再整備後



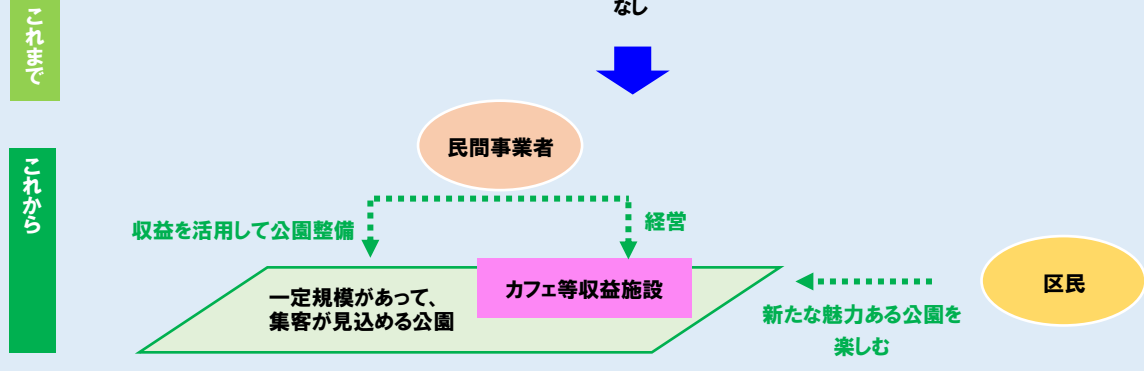
### 文京区公園再整備基本計画とは

文京区における今後の公園再整備及び維持管理運営の在り方を示すことを目的とするものです。平成24(2012)年度から平成31(2019)年度までの8年間を計画期間としています。

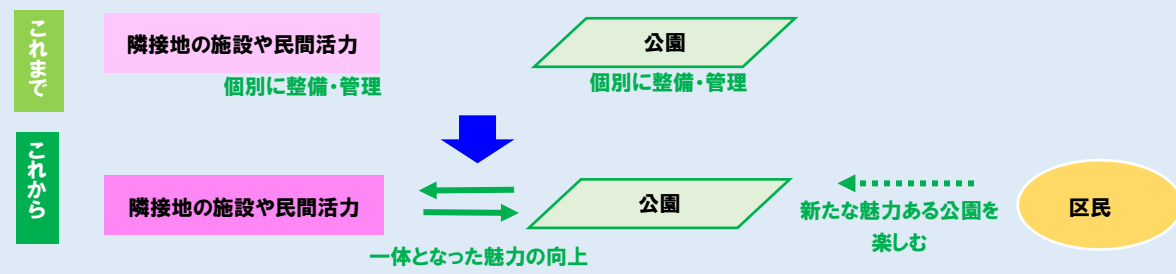
### 重点施策 3 民間活力を活かした公園利活用の検討

- Park-PFI 制度の活用を検討します。
- 公園隣接地における施設や民間活力を活かし、公園の魅力の向上を行います。

#### Park-PFI 制度の活用



#### 公園隣接地における施設や民間活力を活かした公園の魅力の向上



**【10年後の目標】 区内の公園 2 園にて民間活力を活かした公園の利活用を実施**

目標とするスケジュール	前期 (2020 年度-2024 年度)	後期 (2025 年度-2029 年度)
候補地を選定	▶	
民間活力を活かした公園の利活用の実施		▶

#### Park-PFI 制度とは

都市公園に民間の優良な投資を誘導することで都市公園の質を向上させ、公園利用者の利便を向上させるとともに、公園管理者の財政負担を軽減することを可能とする制度です。平成 29(2017)年に創設されました。

具体的には、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、これらの施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。



■ Park-PFI 制度による事業計画の事例(新宿中央公園芝生広場)

図の出典: 新宿区ホームページより引用

## 重点施策 4 公園ガーデナー制度の活用推進

- 公園ガーデナー制度の活用を推進します。

### 公園ガーデナー制度の活用推進

これまで

区 HP での周知



これから

区 HP での周知  
学校への周知

公園再整備事業とリンクさせ、近隣  
学校にガーデナー活動を呼びかけ

制度紹介資料作成

【10年後の目標】 公園ガーデナー制度を活用している小学校を 2 校から 6 校に増加

### 公園ガーデナー制度とは

公園の花壇づくりに意欲を持つ区民の方々を募り、季節毎に花壇デザインづくりと花の植栽を行うとともに、年間を通じて花壇の手入れを行っていただいています。

礪川公園の花壇において区民の方々に当制度を活用していただいております。さらに、湯島小学校と関口台町小学校の児童のみなさんにも、当制度を活用していただいております。



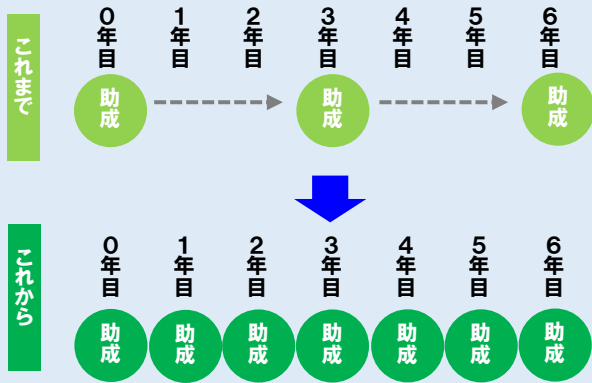
■ 小学生のみなさんによる花壇づくり



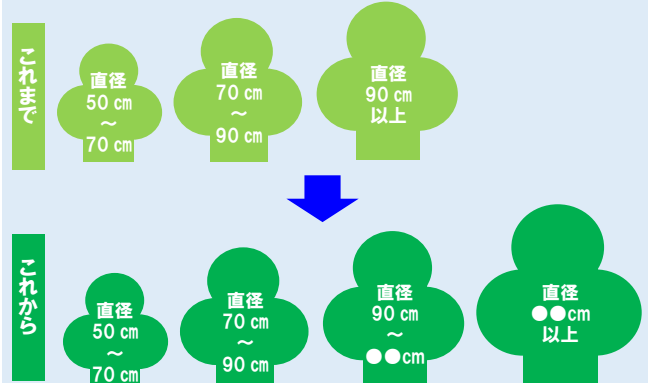
## 重点施策 5 保護樹林・樹木制度の充実

- これまで3年に1回であった助成を、**毎年**行います。
- 特に大きな大径木のランクを創設し、**助成額をアップ**させます。
- **樹木医の紹介制度**を検討します。
- これまでは剪定に対して助成を行っていましたが、**樹木診断に対しても助成**を行うことを検討します。

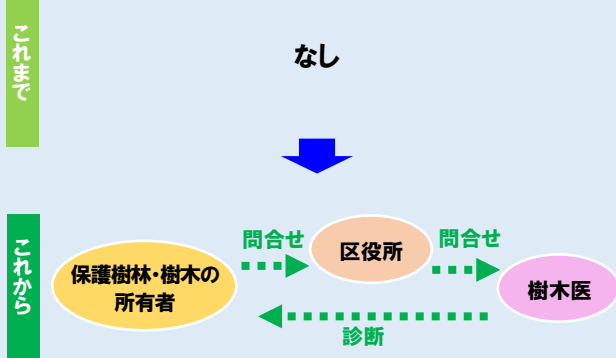
### 助成の頻度



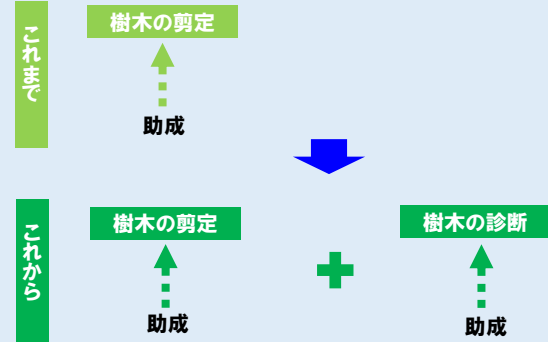
### 特に大きな大径木のランクを創設



### 樹木医紹介制度(検討)



### 樹木診断に対する助成(検討)



目標とするスケジュール	前期 (2020年度-2024年度)	後期 (2025年度-2029年度)
助成の頻度を毎年とする	■	
特に大きな大径木の助成額アップ	■	
樹木医紹介制度開始	■	
樹木診断に対する助成の開始	■	
各種制度の運用		■

## 保護樹林・保護樹木制度とは

区内に残された大樹は将来にわたって保存すべき貴重な財産です。こうした樹木を保護樹木として登録していただける方を募集しています。登録した樹木の維持管理を応援します。

また、一定面積の樹林についても保護樹林として登録していただける方を募集しています。

### 助成の内容

#### 保護樹木

樹木の剪定等、維持管理に要した経費の2分の1に相当する額を補助します。ただし、樹木の大きさによって限度額があります。

直径 50 センチメートル以上 70 センチメートル未満：限度額 6 万円

直径 70 センチメートル以上 90 センチメートル未満：限度額 9 万円

直径 90 センチメートル以上：限度額 15 万円

#### 保護樹林

樹林の維持管理に要した経費の2分の1に相当する額を補助します。ただし、樹林の面積によって限度額が異なります。

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満：限度額 10 万円

2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満：限度額 20 万円

5,000 平方メートル以上：限度額 30 万円

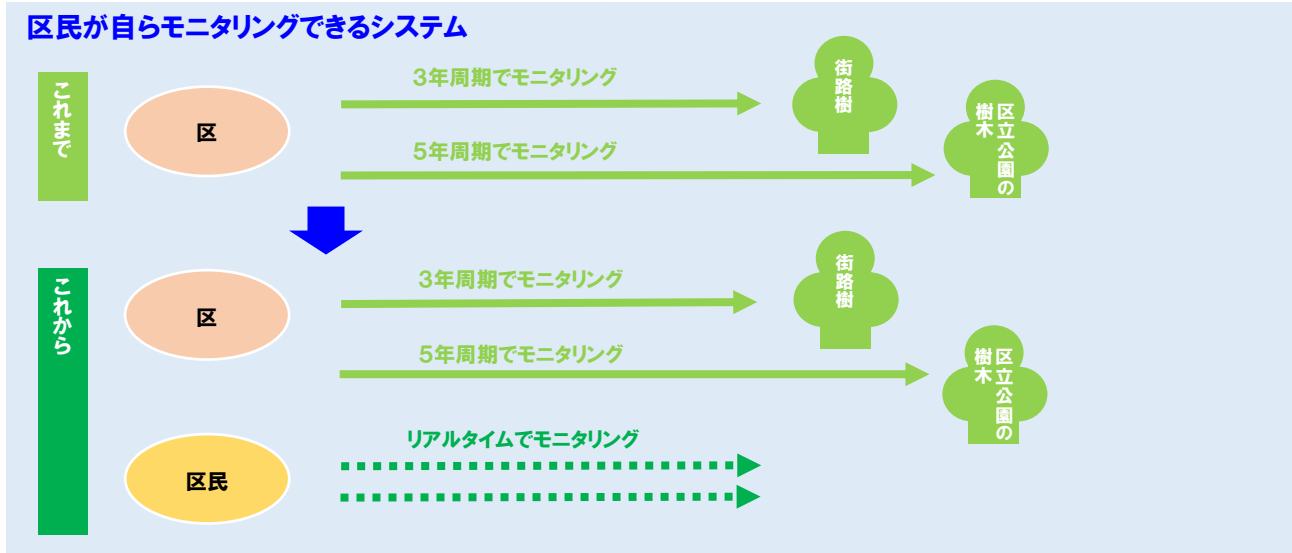


室町時代からあったと言われているクスノキ。地上 1.5メートルにおける幹回りが 8.5メートルあり、樹齢 600 年以上の文京区内で一番大きな樹木です。

## 重点施策 6 樹木のチェック体制の強化

- 樹木の状態を区民が自らモニタリングできるシステムの構築を検討します。

区が毎年、街路樹、区立公園の樹木の診断を行うのは困難



目標とするスケジュール	前期 (2020年度-2024年度)	後期 (2025年度-2029年度)
区民によるモニタリングシステムの構築	導入検討	運用開始 運用拡大

## 【参考】市民による樹木のモニタリングシステムの先進事例：

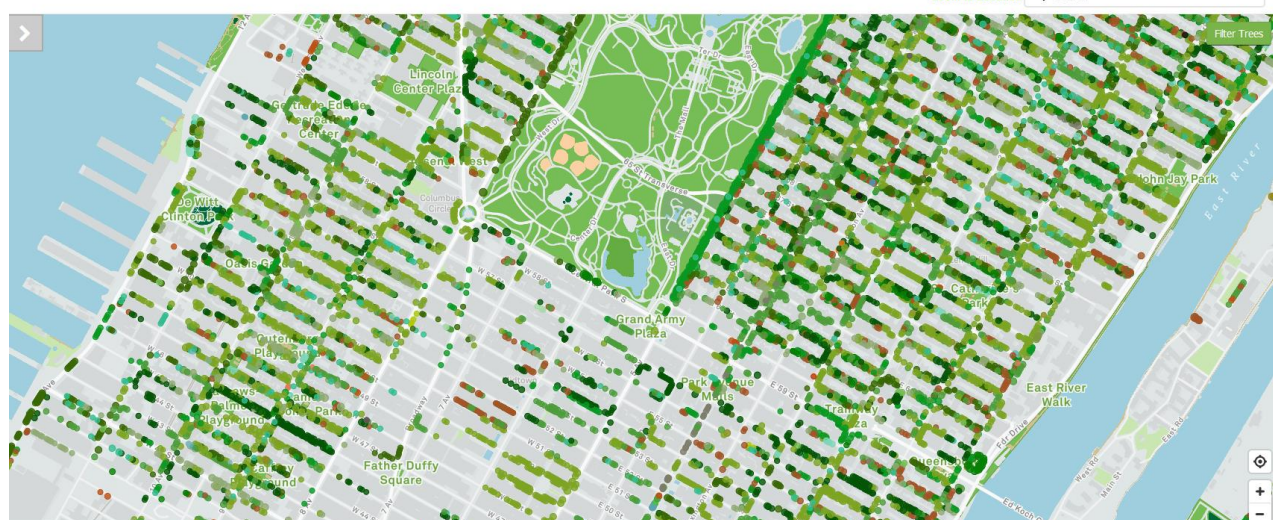
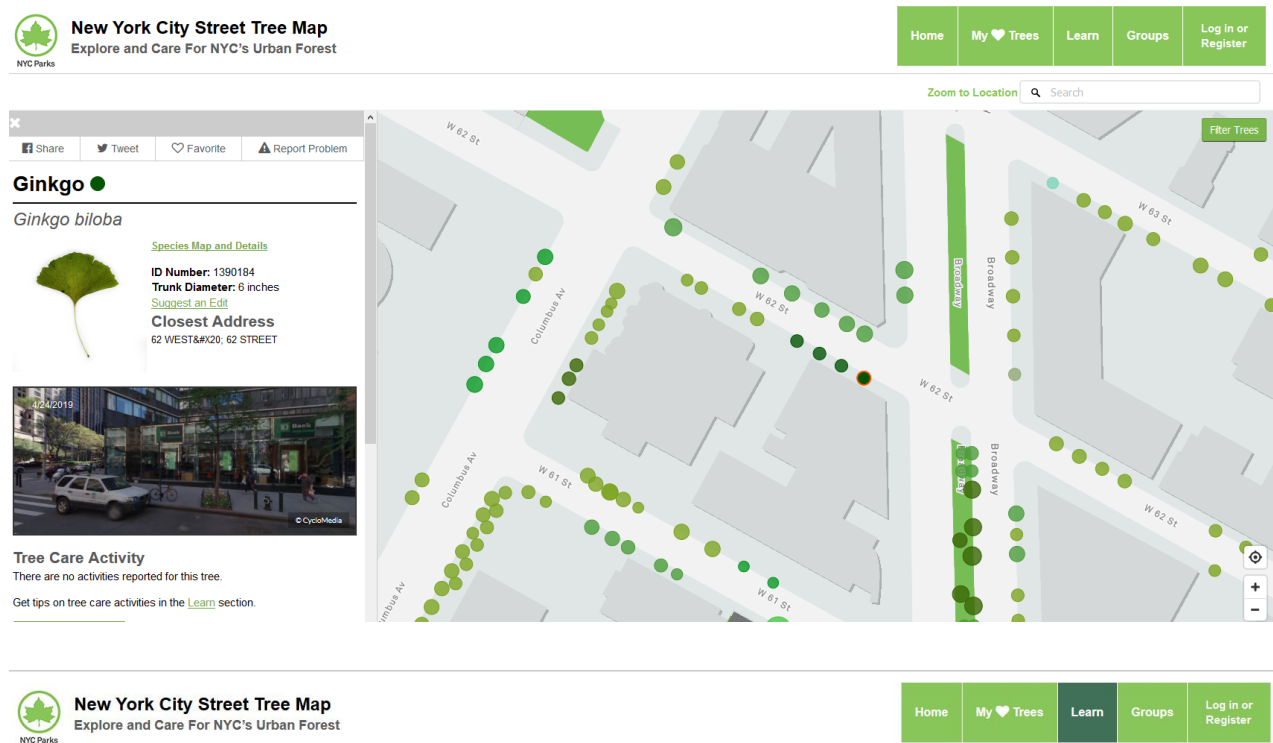
### ニューヨーク市街路樹マップ（New York City Street Tree Map）とマイ♡ツリー（My♡Tree）

「ニューヨーク市街路樹マップ」は、平成 28(2016)年にニューヨーク市公園局によってインターネット上で公開されました。誰でもアクセスすることができ、ニューヨーク市の 678,177 本の「街路樹」を一本一本調べることができます。樹種、幹の直径、樹木の手入れ方法や樹木に関するイベントの情報が示され、樹木や公園等の手入れを行うグループ等も紹介してもらうことができます。

市民は、好きな街路樹を選び、「マイ♡ツリー」に指定することができます。「マイ♡ツリー」については、自分が行った手入れ等を記録したり、情報をシェアしたりすることが可能です。

平成 30(2018)年 12 月時点で、ニューヨーク市街路樹マップでは、2,393 名のユーザーが登録され、4,663 本の樹木が「Favorite」(一番好き)と市民に選ばれています。

出典：一般財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所 HP より引用



図の出典：New York City Street Tree Map より引用

## 重点施策 7 公園における生物多様性に配慮した管理・整備

- 公園の維持管理においては、生きものの生息環境に配慮した管理を検討します。
- 公園整備、公園再整備の際には、多様な生きものの生息を可能にする整備を検討します。

### 公園における生物多様性に配慮した管理・整備

これまで

肥後細川庭園、須藤公園において在来種による植栽を実施

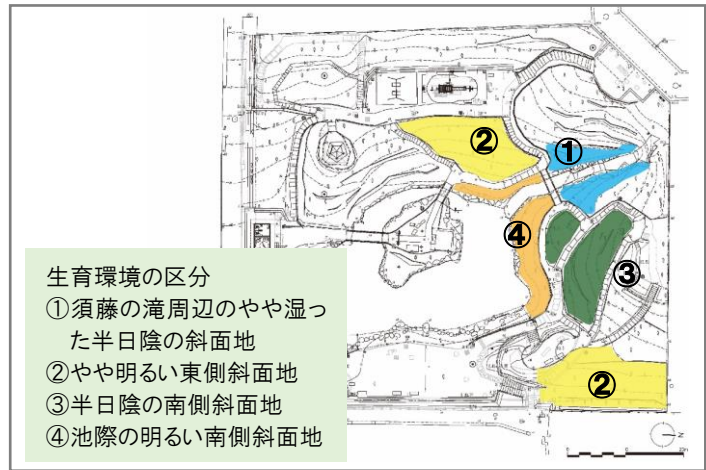
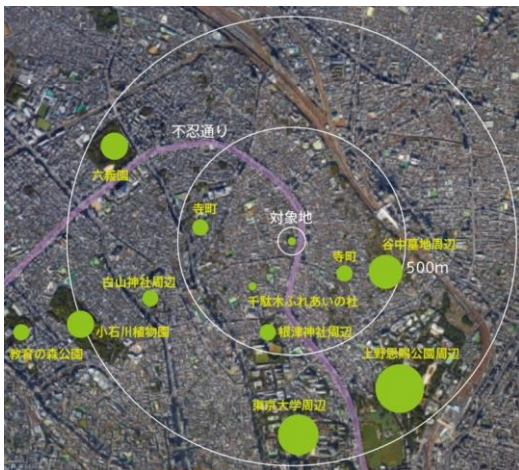


これから

公園再整備事業において、設計時に在来種による植栽計画を検討

### 公園再整備時の在来種植栽計画の例(須藤公園)

須藤公園の公園再整備の際には、現地調査、自然植生調査を踏まえて植栽方針を決定し、東京都在来種ガイドラインを参考として、生物多様性に配慮した植栽計画を作成しました。



- 生育環境の区分
- ① 須藤の滝周辺のやや湿った半日陰の斜面地
  - ② やや明るい東側斜面地
  - ③ 半日陰の南側斜面地
  - ④ 池際の明るい南側斜面地

■ 須藤公園周辺のまとまりのある緑地の位置関係の分析

■ 生育環境の区分

- 亜高木層: モミジ類
- 低木層: ヒサカキ、モチノキ、モッコク
- 草本層: ミズヒキ、ベニシダ、コバノヒノキシダ、ツルデンダ、クサアジサイ、ヤブミョウガ、ミゾソバ、ツリフネソウ



ミズヒキ



コバノヒノキシダ



ツルデンダ



ベニシダ



クサアジサイ



ヤブミョウガ

■ 生育環境ごとの候補樹の例(生育環境①「須藤の滝周辺のやや湿った半日陰の斜面地」)

## 重点施策 8 暑熱環境の緩和の視点からみどりのネットワークの形成

- 暑熱環境の緩和効果の観点から街路樹等の樹木をネットワーク化していきます。
- みどりのネットワークの更なる発展のために、みどりのデータベースの構築を検討します。

### 暑熱環境の緩和効果がある街路樹等の樹木のネットワーク化

これまで

街路樹整備の推進



これから

暑熱環境の緩和効果の観点から街路樹等の樹木をネットワーク化

### みどりのデータベース構築の検討

これまで

みどりについてのデータは個別に管理されている

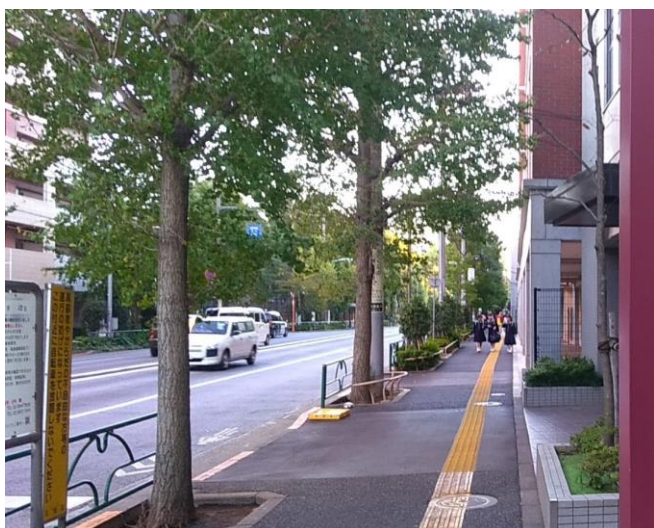
隣接区のみどりのデータの状況を知るのは困難



これから

みどりについてのデータをデータベース上で一括管理し、隣接区とも共有することを検討

目標とするスケジュール	前期 (2020年度-2024年度)	後期 (2025年度-2029年度)
街路樹による暑熱環境の緩和	効果の分析	街路樹整備
みどりのデータベースの構築	導入検討	運用開始 他区との共有



#### 「ぶんきょう涼み処」と街路樹

令和元(2019)年夏、暑さでの体力消耗を防ぐため、暑さを避けて涼しく過ごせるよう、区内各地に「ぶんきょう涼み処」が開設されました。

写真は、そのうちの向丘地域活動センターの入り口の様子です。沿道には木陰を提供する街路樹が整備されています。このように、様々な暑熱対策をサポートする街路樹等のみどりの整備を検討していきます。

## 重点施策 9 緑化啓発事業の充実化

- 区内の公園等で行っていた自然散策会等の啓発事業を区外でも実施します。
- 親子向けの啓発事業を拡充し、現在の自然散策会(大人向け)の3回のうち1回を親子向けの内容に変更します。
- NPO等の緑化啓発事業の担い手を育成していきます。

### 自然散策会等の啓発事業を区外でも実施

これまで

小石川後楽園、六義園、小石川植物園や  
東京大学等



これから

小石川後楽園、六義園、小石川植物園や  
東京大学等

新宿御苑、浜離宮等  
区外の公園

民有地のみどり

### 親子向けの啓発事業を拡充

これまで

自然散策会・大人向け

自然散策会・大人向け

自然散策会・大人向け

年3回



これから

自然散策会・大人向け

自然散策会・大人向け

新たな啓発事業・親子向け

年3回

### 自然散策会とは

自然に触れ、樹種の特徴や性質、由来等について、講師の説明を受けながら散策します。

#### 【過去の実施内容(平成 29(2017)年度以降のもの)】

秋の自然散策会・東大本郷キャンパス 平成 29(2017)年 11 月 12 日(日)

春の自然散策会・六義園 平成 30(2018)年 3 月 11 日(日)

春の自然散策会・小石川植物園 平成 30(2018)年 3 月 25 日(日)

秋の自然散策会・江戸川公園、肥後細川庭園 平成 30(2018)年 11 月 18 日(日)

冬の自然散策会・六義園 平成 31(2019)年 2 月 16 日(土)

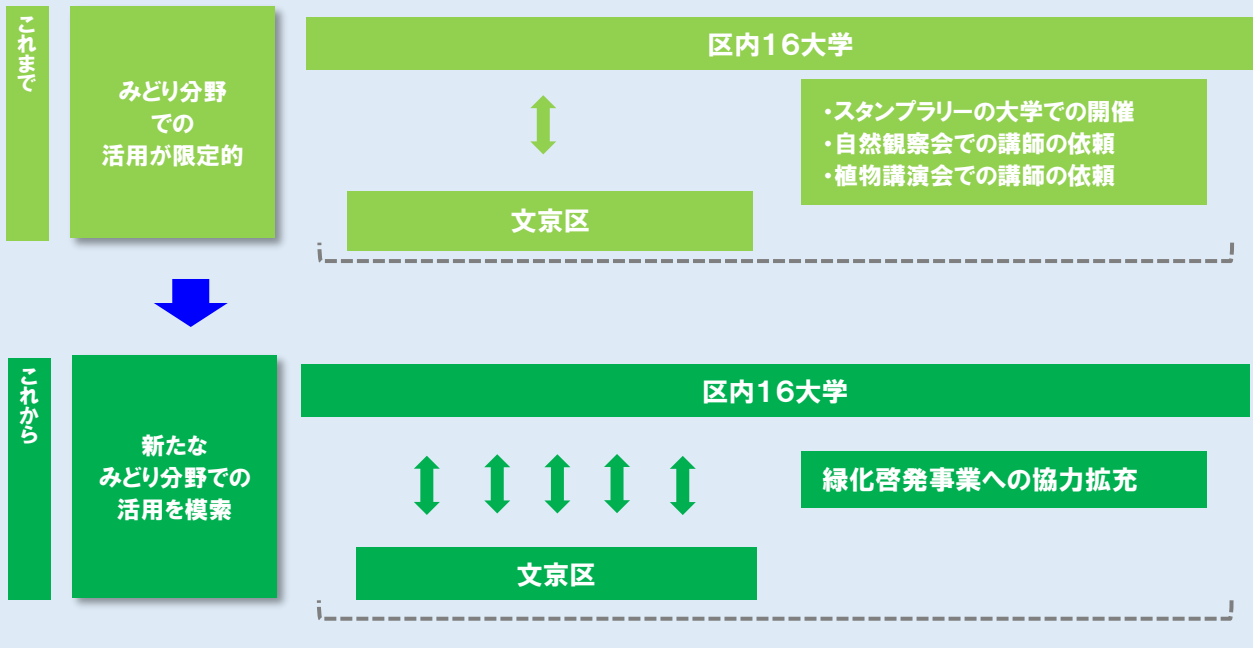
春の自然散策会・小石川植物園 平成 31(2019)年 3 月 16 日(土)



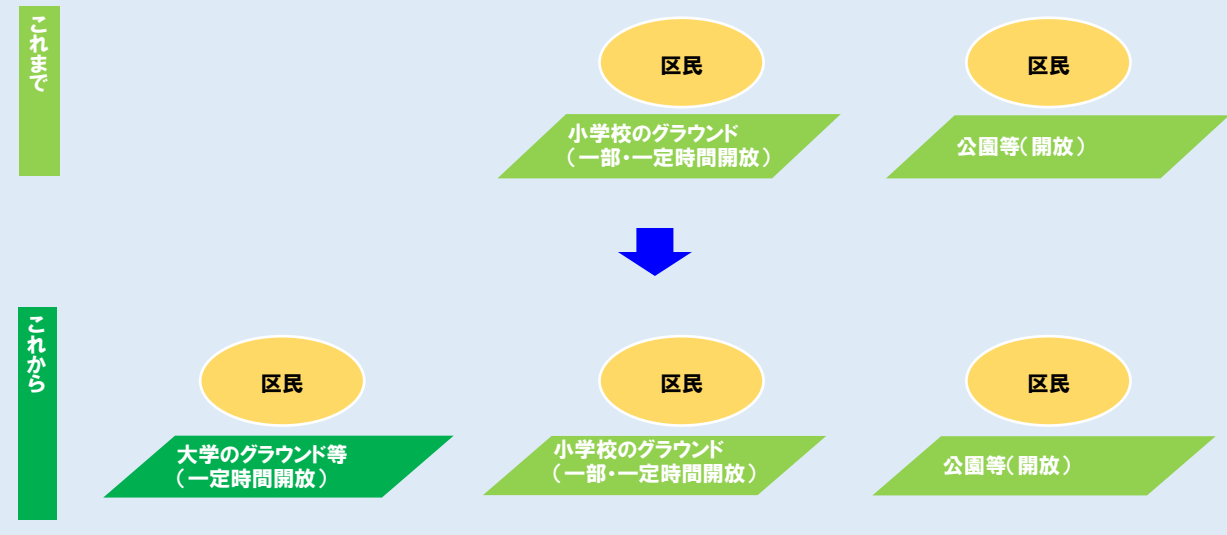
## 重点施策 10 大学・事業者との連携

- 大学と積極的に連携していきます。区は現在 16 の大学と相互協力協定を結んでいます。これらの協定の活用も視野に入れ、みどり分野での大学との連携を構築していきます。
- 具体的には、大学のグラウンド等を、子育て世代が増加している現状を踏まえ、一定時間区民に開放していただけるよう働きかけていきます。
- 事業者のオープンスペース等を区民の憩いの場として活用できるよう働きかけます。

### 大学との相互協力協定の活用



### 大学のグラウンド等を一定時間区民に開放していただけるよう働きかけ





### (3) 各施策の詳細

10年間の取組方針	区が実施する具体的施策	施策番号	区が実施する具体的施策の内容											
1) まちなかのみどりを生み出し育むことで、みどりあふれるまちなみをつくりだしていきます。	屋上緑化助成制度の運用	1-1	<p>都市部のヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の防止等、区民の良好な生活環境の向上と改善を図ることを目的として、屋上緑化やベランダ緑化、壁面緑化に対して助成を行います。</p> <p>【補助金交付項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付対象</th> <th>交付額</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋上緑化 ベランダ緑化</td> <td>緑化面積が 5 m<sup>2</sup>以上で、樹木の植栽面積が 50%以上あること</td> <td>緑化に要した費用の 1/2 又は 2 万円/m<sup>2</sup>の低い方</td> <td rowspan="2">合計限度額 40 万円</td> </tr> <tr> <td>壁面緑化</td> <td>補助資材を使用し、高さ 3m 以上、面積 10 m<sup>2</sup>以上あること</td> <td>緑化に要した費用の 1/2 又は 1 万円/m<sup>2</sup>の低い方</td> </tr> </tbody> </table>		交付対象	交付額	限度額	屋上緑化 ベランダ緑化	緑化面積が 5 m <sup>2</sup> 以上で、樹木の植栽面積が 50%以上あること	緑化に要した費用の 1/2 又は 2 万円/m <sup>2</sup> の低い方	合計限度額 40 万円	壁面緑化	補助資材を使用し、高さ 3m 以上、面積 10 m <sup>2</sup> 以上あること	緑化に要した費用の 1/2 又は 1 万円/m <sup>2</sup> の低い方
		交付対象	交付額	限度額										
	屋上緑化 ベランダ緑化	緑化面積が 5 m <sup>2</sup> 以上で、樹木の植栽面積が 50%以上あること	緑化に要した費用の 1/2 又は 2 万円/m <sup>2</sup> の低い方	合計限度額 40 万円										
	壁面緑化	補助資材を使用し、高さ 3m 以上、面積 10 m <sup>2</sup> 以上あること	緑化に要した費用の 1/2 又は 1 万円/m <sup>2</sup> の低い方											
	生垣助成制度の運用	1-2	<p>一定の基準以上(道路に面して高さ 1m以上、延長 2m以上、相互に葉が触れ合う程度に列植され健全なもの。道路に面していること等)の生垣造成に対し、造成費用等を助成します。</p> <p>【補助金交付の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生垣 18,000 円/m</li> <li>・ブロック塀撤去 15,000 円/m</li> </ul>											
	苗木配布事業の実施	1-3	区民を対象に苗木の配布を行い、育て方について説明します。											
	建築に伴う緑化の基準、指針の運用	1-4	緑化指導として、民間施設の場合は 200 m <sup>2</sup> 以上の敷地に建築物を建てる際に(公共施設は面積要件なし)「文京区みどりの保護条例」に基づき、緑化基準を満たした緑化計画書の提出を求めます。											
	地区計画制度の活用検討	1-5	町丁単位や街区単位等の身近な地区を単位として、区民の皆さんと区が話し合ってまちづくりのルールをつくり、地区計画によるみどりの創出を検討します。											
	文京区景観づくり条例に基づく「景観事前協議」及び景観法に基づく「行為の届出」	1-6	一定規模以上の建築行為等を行う場合に、文京区景観づくり条例に基づく「景観事前協議」を行うとともに、景観法に基づく「行為の届出」を求めます。											
都市開発諸制度の運用	1-7	一定規模以上の開発において、既存の緑地の保全や質の高い緑化空間の創出を促します。その内容に応じて容積率のボーナスを与え、事業者がインセンティブを得られるようにします。												
市民緑地認定制度の運用【重点施策 1】	1-8	<b>P49 参照</b>												
生徒による学校緑化の促進	1-9	総合学習等の一環として、草花育成事業を実施します。												

10年間の 取組方針	区が実施する 具体的施策	施策 番号	区が実施する具体的施策の内容
2) みんなが利用しやすい拠点となるみどりづくりを進めていきます。	<b>公園再整備の強化【重点施策2】</b>	2-1	<b>P51 参照</b>
	公園と一体となった周辺公共施設の整備・更新	2-2	道路や隣接公共施設等と公園の一体化を図る整備を検討します。
	指定管理者制度の運用	2-3	区が指定する法人その他の団体に公園施設の管理を任せます。
	<b>民間活力を活かした公園利活用の検討【重点施策3】</b>	2-4	<b>P53 参照</b>
	<b>公園ガーデナー制度の活用推進【重点施策4】</b>	2-5	<b>P54 参照</b>
	自主管理花壇制度の運用	2-6	文京区が管理する公園、児童遊園、遊び場、ポケットパークにおいて、区民等による自主的花壇づくりをサポートします。
	区民管理制度の運用	2-7	地域住民グループと協定を締結し、公園等の清掃・除草や日常点検等を行っていただきます。
	公園等連絡員制度の運用	2-8	区立の公園、児童遊園等の近隣に住み、町会長の推薦を受けた方を、公園等連絡員として設置し、公園等の利用の適正化を図るため、公園の巡視を行っていただきます。
	公園の維持管理をサポートするグループを支援するための仕組みの検討	2-9	公園の維持管理をサポートするグループにおいて、これまでの参加者から新たな参加者へとノウハウが継承され、サポート体制が持続的な発展が可能となるような仕組みを検討します。
	区民管理等の意見交換会の開催	2-10	区民管理制度等を活用しているグループと意見交換する場を設けます。
	公園の維持管理	2-11	公園・児童遊園としての実体性を備えるため、施設ごとに整備及び維持修繕を行います。
	公園の清掃	2-12	公園等が清潔で、だれもが気持ちよく快適に利用出来るように、清掃及びごみの分別回収、処理を行います。
	倒木等への緊急対応	2-13	樹木の倒木や施設の破損等の維持修繕及び緊急対応を行います。
	ポケットパーク・グリーンスポットの整備	2-14	道路敷地内の余剰スペースを利用して、ポケットパークやグリーンスポットを整備します。
	公園の新規整備の検討	2-15	新たな公園整備の可能性のある候補地について整備の必要性を判断します。

10年間の 取組方針	区が実施する 具体的施策	施策 番号	区が実施する具体的施策の内容
3) 歴史的・文 化的なみど りを適切な 形で継承し ていきます。	保護樹林・樹木 制度の充実【重 点施策5】	3-1	P55 参照
	樹木のチェック 体制の強化【重 点施策6】	3-2	P57 参照
	街路樹と区立公 園の樹木診断	3-3	街路樹を3年、区立公園の樹木を5年ごとに診断します。
	都市公園の区 域の維持	3-4	都市における歴史的・文化的なオープンスペースである都市公園の区域を維持します。
	歴史的庭園の 維持管理	3-5	区立公園である肥後細川庭園や須藤公園等、歴史的背景を持つ庭園を良好な状態に維持管理します。
	都立公園の維 持管理	3-6	都立公園である小石川後楽園や六義園等の歴史的背景を持つ庭園が良好な状態で維持管理されるよう要請します。
	風致地区の維 持	3-7	風致地区を維持します。
	他の緑地保全 制度の活用の 検討	3-8	必要に応じて、市民緑地契約等の制度の活用を検討します。
4) 人や生きもの の暮らしを 支えるみど りのネット ワークの形 成を図りま す。	文の京生きもの 写真館の運用	4-1	「文の京生きもの写真館」をホームページ上に開館し、区内動植物の写真(静止画像)を募集します。投稿いただいた写真画像は、区内動植物の観察記録データとして活用します。
	専門的な動植 物調査の実施 検討	4-2	専門的な動植物調査の実施を検討します。
	手づくりピオ ープの取組事 例や、取組方 法の紹介	4-3	手づくりピオープの取組事例や、取組方法を紹介していきます。
	緑地認証制度 の周知	4-4	緑地や生物多様性に関する認証制度を周知します。
	公園における 生物多様性に 配慮した管理 ・整備【重点 施策7】	4-5	P59 参照
	樹林・湧水の 自然とふれあ う場としての 整備	4-6	公園等において、樹林や草地、湧水等の環境がまとまって分布している場合には、これらの環境の連続性を保ちつつ触れ合うことのできる空間を確保できるよう配慮します。
	湧水の保全の ための雨水浸 透施設誘導	4-7	「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」による雨水浸透施設の設置を誘導します。
	公園工事にお けるみどりの リサイクルの 実施	4-8	公園工事におけるみどりのリサイクルの推進を図ります。
	公共施設の緑 化	4-9	文京区みどりの保護条例に基づき、学校等の公共施設の緑化を行います。
	街路樹・植樹 帯の整備	4-10	道路の利用形態や地域の実情を踏まえて街路樹・植樹帯の整備を行います。

10年間の取組方針	区が実施する具体的施策	施策番号	区が実施する具体的施策の内容
	街路樹等の特徴的な植栽の推進	4-11	道路の利用形態や地域の実情を踏まえて街路樹等の特徴的な植栽の推進を行います。
	崖線等の法面におけるみどりの確保	4-12	建築に伴う緑化の基準、文京区景観計画への適合を求める際に、崖線部のみどりの確保について協議します。
	神田川の法面や護岸の維持管理、神田川の清掃	4-13	神田川法面緑地の樹木・植栽等の維持管理を行うとともに、塵芥を清掃します。
	<b>暑熱環境の緩和の視点からのみどりのネットワークの形成【重点施策8】</b>	4-14	<b>P60 参照</b>
5) 様々な主体の連携の活性化を図ります。	<b>緑化啓発事業の充実化【重点施策9】</b>	5-1	<b>P61 参照</b>
	文京 eco カレッジ親子環境教室の開催	5-2	体験型環境学習の機会を区民に提供し、環境問題に対する意識の高揚を図るため、区内の親子等を対象として教室を開催します。
	文京 eco カレッジ環境ライフ講座の開催	5-3	環境保全に対する啓発活動を担う人材を育成し、区内の環境保全活動を活性化させることを目的として講座を開催します。
	植物講演会の開催	5-4	小学校3年生から6年生とその保護者の方を対象として、植物について知ってもらい、関心を持ってもらうことによって、みどりを大切にし、守る心を育んでいくことを目的として、講演会を実施します。
	みどりに関する情報発信	5-5	文京区のみどりの資源やみどりのイベントについての情報発信を積極的に行います。
	世論調査におけるアンケート項目の検討	5-6	「文京区政に関する世論調査」のアンケート項目を、施策ごとの課題や満足度がより明確になるようなものへと変更するよう検討します。
	<b>大学・事業者との連携【重点施策10】</b>	5-7	<b>P62 参照</b>
	国・都に対する協力の要請	5-8	情報連絡会等を通じて、国や都に対してみどり施策に関する協力を要請します。

## (4) 都市公園の整備及び管理の方針

重点施策及びその他の取組を踏まえ、都市公園の整備及び管理の方針を定めます。

### ●都市公園の整備の方針

公園の再整備については、地域の声を取り入れながら、迅速に進めていきます。また、社会情勢の変化や法改正等を踏まえ、文京区公園再整備基本計画の改定を行います。

#### (重点施策 2 公園再整備の強化)

なお、本計画の計画期間において、新たな公園整備の可能性がある候補地については、整備の必要性を判断していきます。

### ●都市公園の管理の方針

公園の管理については、官民連携で取り組んでいきます。

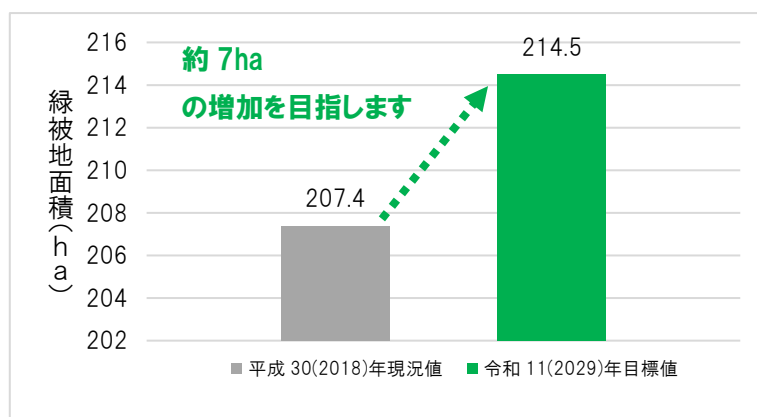
Park-PFI や隣接施設との連携を検討していくとともに、指定管理者制度、公園ガーデナー制度、自主管理花壇制度、区民管理制度等を推進していくことで民間活力の導入の拡充を図ります。

#### (重点施策 3 民間活力を活かした公園利活用の検討)

#### (重点施策 4 公園ガーデナー制度の活用推進)

## (5) 緑被地面積の目標値

- これまでの緑被率の推移を踏まえ、様々な取組を積極的に展開していくことで緑被地面積の上昇傾向を維持し、令和 11(2029)年に緑被率を現在の 18.4%から 19%に上昇させます。
- この場合、緑被地面積は約 7ha 増加することになります。
- 7ha という値は、平成 11(1999)年策定の「文京区緑の基本計画」の計画期間内に区が整備した公園等の面積の約 2 倍です。



緑被地面積の目標値